

合併協議会だより

修善寺町 土肥町 天城湯ヶ島町 中伊豆町

合併協議会のホームページ <http://www.izucity.jp> (<http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/>)

字の名称は、合併前に現町で調整することで決定

町名・字名の区域及び名称は、従前のとおりとする案に対し、旧町の名称を現在の字に付けて残したい希望が出され、字の名称の取扱いについて継続協議となっていました。5月7日の合併協議会では幹事会から修正案が提出され、4町の字の区域は従前のとおりとし、字の名称については、合併前において現町で調整することで決定しました。

上下水道事業の使用料等は、合併時現行のまま新市に引き継ぐ

水道事業の使用料及び新規加入金等、下水道事業の使用料及び受益者負担金については、それぞれ現行のとおりとする案が決定され、新市施行後、早急に新市の水道審議会及び下水道審議会において統一化に向けた審議を開始することになります。

学校教育事業の主な補助事業は、合併時又は合併後1年で統一

給食費、奨学金支給事業、要保護・準保護児童生徒の就学援助、校外活動等補助（小学校）、校外・部活動費等補助（中学校）、心の教室相談事業、就園援助、幼稚園授業料・保育時間等は、合併時に統一することで決定しました。また、遠距離通学費補助（小学校及び中学校）、AL(E)T派遣事業、学校単独補助事業等については、合併後1年以内に統一することになりました。

少子化に伴う学校の統廃合や、幼保一元化、通学区域の弾力化等の問題は、新市の検討課題として引き継がれることになりました。



残る協定項目の協議に向けて、協議会委員に支援を依頼する大城会長

自主運行バス路線と単独運行補助制度は、現行のまま新市に引き継ぐ

新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画の策定をします。また、路線バス廃止対策については、新市において2年以内に制度の見直しを行うことになりました。

5月7日(水) 修善寺町

第八回合併協議会

報告事項

第十五号 新市建設計画等策定小委員会
委員会の会議結果について
新市建設計画(案)の具体的な内容について、前回に引き続き検討し、人口の見通しや具体的施策について委員の意見をふまえ、計画案に修正を加え、次回の小委員会でも再度検討することが、報告されました。

協議事項

第十六号 町名・字名の取扱い
幹事会から「四町の字の区域は従前のとおりとし、字の名称については、合併前において現町で調整する」という案が再提出され、決定しました。

第三十一号 財産、債務の取扱いについて
四町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとし、天城湯ヶ島町に八つある財産区有財産は、現状の財産区の財産として新市に引き継ぐものとする案が決定しました。

第三十二号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年二月末日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。ただし、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任する委員は、二十人とする。

新規提案事項

第三十四号 修善寺町外三町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について
協議会が設置する機関(新市報酬等審議会など)の委員その他合併に関する協議及び調査のため協議会長が必要と認める者に対して、合併協議会の報酬及び費用弁償を支給できるように、合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の改正案が提出され、承認されました。

第三十五号 上下水道事業について
一 水道事業
(1) 事業認可については、現行のとおりとし、合併後、速やかに変更認可申請を行う。
(2) 使用料及び新規加入金等については、現行のとおりとし、早急に新市の水道審議会において審議する。なお、水道使用料の納期は合併時に隔月とする。
(3) 水道関係手数料については、合併時に天城湯ヶ島町の例により統一する。
(4) 簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

二 下水道事業
(1) 現在の認可区域の事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに変更認可申請を行う。

(2) 使用料及び受益者負担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、早急に新市

第8回合併協議会の次第

- 1 報告事項
(15) 新市建設計画等策定小委員会の会議結果について
- 2 協議事項
(16) 町名・字名の取扱い
(31) 財産、債務の取扱いについて
(32) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 3 新規提案事項
(34) 修善寺町外3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について
(35) 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)について
(36) 各種事務事業の取扱い(学校教育事業)について
(37) 各種事務事業の取扱い(交通関係事業)について
- 4 その他
今後の日程について

- の下水道審議会において審議する。なお、使用料の納期は、合併時に隔月とする。
- (3) 指定工事店関係手数料については、現行のとおりとする。
- (4) 接続資金に係る利子補給事業については、合併時に修善寺町の例により統一する。また、中伊豆町の接続資金貸付事業については、合併後五年間は現行のとおりとする。
- (5) 接続に係る補助事業については、合併時に修善寺町の例により統一する。ただし、天城湯ヶ島町の補助事業については、合併後五年間は現行のとおりとする。
- (6) 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に天城湯ヶ島町の例により統一する。以上の水道事業四点、下水道事業六 points の案が提出されました。
- 第三十六号 学校教育事業については、(1) 教育委員会会議については、合併時に統一する。
- (2) 施設整備計画の策定については、現行のとおり新市に引き

- 継ぐ。なお、計画の実施については地域の実情を考慮し、優先順位をつける。ただし、地震対策を最優先とする。
- (3) 教育財産の目的外使用については、合併時に統一する。なお、学校プールの貸し出しはしないこととする。
- (4) 学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、新市において調整する。給食センター運営委員会を新市において設置する。給食費は新市において統一する。
- (5) 学校の設置及び廃止については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、少子化に伴う学校の統廃合や、幼保一元化、通学区域の弾力化等の問題は新市において検討する。
- (6) 教員その他設備の整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 奨学金支給事業及び高校生通学資金事業については、双方見直しを図り合併時に統一する。

- (8) 遠距離通学費補助(小学校及び中学校)については、合併後一年間は現行のとおりとし、新市において統一する。
- (9) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。
- (10) 特殊教育就学奨励事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (11) 教職員研修参加費補助については、合併後一年以内に統一する。
- (12) 校外活動等補助(小学校)については、合併時に統一する。
- (13) 校外・部活動費等補助(中学校)については、それぞれの地理的要素を考慮し、合併時に統一する。
- (14) 就学指導委員会については、合併時に統一する。
- (15) 町費臨時教諭等措置事業(非常勤講師及び介助職員)については、合併時に統一する。
- (16) 心の教室相談事業については、合併時に統一する。
- (17) 教育相談員設置については、合併後一年以内に統一する。
- (18) AL(E) T派遣事業については、現契約終了まで現行のまま継続し、合併後一年以内に統一する。
- (19) 学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬については、地域性を考慮し合併時に統一する。
- (20) 学校単独補助事業については、合併後、一年以内に統一する。
- (21) 就園援助については、合併時、修善寺町の例により統一する。
- (22) 教職員住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (23) 幼稚園事業については、合併時に入園料は無料、授業料は一律五千円とし、給食費は統一

する。なお、保育時間は新市において統一する。幼保一元化については、新市において検討する。

(24) 学校保健会事業補助については、合併時に統一する。災害共済掛金の負担割合を新市が六割、保護者四割とする。

以上の二十四点の案が提出されました。

AL(E) T: Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。日本人の教員を補佐し、主に会話の指導にあたる外国人補助教員。

第三十七号 交通関係事業については自主運行バス路線は、現行のとおり引き継ぐ。単独運行補助制度は、現行のとおり引き継ぎ、中伊豆町を基に二年以内に新市において補助基準を作成する。

路線バス廃止対策については、合併時は現行のとおりとし、二年以内に新市において制度の見直しを行う。なお、新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画を作成する。

以上の案が提出されました。

その他
次回協議会を五月二十一日に、第十回協議会を六月四日に、ともに修善寺町総合会館にて開催することを確認しました。

5月21日(水) 修善寺町 第九回合併協議会

報告事項

- 第十六号 新市建設計画等策定小委員会の会議結果について
新市建設計画について
合併まちづくり計画(伊豆市建設計画)(案)の内容について

各委員からの意見をもとに修正を加えたものを検討し確認した。新市建設計画にかかる財政計画について

人件費等の削減、地方債計画、主要事業等資料により説明を受け質疑検討を行った。

財政の健全性を保ちながら、地方財政制度の改正や合併後の追加事業に伴う見直しをしていくこととした。

新市建設計画についての小委員会の検討を終了し、合併まちづくり計画(伊豆市建設計画)(案)を協議会に報告することとなりました。

協議事項

- 第十二号 新市建設計画(将来構想策定)について
新市建設計画(案)が報告され、この計画内容で静岡県との事前協議に入ることが承認されました。
- 第三十五号 上下水道事業について
前回提出した水道事業及び下水道事業の協定内容(本誌一頁下段)の案を決定しました。
- 第三十六号 学校教育事業について
前回提出した協定内容(本誌上段)の案を決定しました。
- 第三十七号 交通関係事業について
前回提出した協定内容(本誌上段)の案を決定しました。

新規提案事項

- 第三十八号 福祉関係事業
社会福祉について
- (1) 生活保護事業は、社会福祉法に基づき、合併時に、新市において実施する。
- (2) 地域福祉計画は、合併後一年以内に策定する。
- (3) 戦没者追悼式は、合併時に、

合併協定項目一覧表

は決定された項目、は提出された項目、は協議中（小委員会付託案件も含む。）の項目、は一部決定の項目です。 【平成15年5月21日時点】

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所的位置
- 5 財産、債務の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 特別職の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務組織及び機構の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料、手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 補助金、交付金等の取扱い
- 17 町名・字名の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 消防団の取扱い
- 22 公の施設の取扱い
- 23 各種事務事業の取扱い
 - 1 姉妹都市、国際交流事業
 - 2 電算システム事業
 - 3 広報広聴関係事業
 - 4 消防水防防災関係事業
 - 5 交通関係事業
 - 6 自治会・行政連絡機構
 - 7 都市計画関係事業
 - 8 保健衛生事業
 - 10 福祉関係事業
 - 11 環境対策事業
 - 12 農林水産関係事業
 - 13 観光、商工関係事業
 - 14 建設（港湾）関係事業
 - 15 上下水道事業
 - 16 学校教育事業
 - 17 社会教育（生涯学習）事業
 - 18 公社、第三セクター等の扱い
 - 19 その他の事業
- 24 新市建設計画

合併協議会委員交替のお知らせ

（敬称略）

【天城湯ヶ島町選出委員】平成15年4月2日から
浅田 靖夫（2号委員） 大川 富也（2号委員）

【土肥町選出委員】平成15年5月7日から
鈴木 久之（2号委員） 勝呂 宗夫（2号委員）
勝呂 宗夫（3号委員） 鈴木 庄一（3号委員）

介護保険事業計画は、合併時までに、新市の事業計画を策定する。介護保険事業については、合併時に、修善寺町・天城湯ヶ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）の例により統一する。ただし、介護認定審査会は、合併時に、新市と関係町村と調整し設置する。以上の二点が提案されました。その他
次回協議会を六月四日に、第十一回協議会を六月十八日に、ともに修善寺町総合会館にて開催することを確認しました。

遺族会で実施するよう調整する。
（4）民生委員協議会の事務局は、合併時に、（福）社会福祉協議会に置く。
（5）日本赤十字社関係は、合併時に、新市において実施する。
（6）（福）社会福祉協議会への補助金は、合併時までに（福）社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整する。
（7）（福）社会福祉協議会への委託は、地域の実情を考慮し、合併時までに（福）社会福祉協議会と速やかに調整し、新市において実施する。
（8）無縁墓地管理は、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（9）民生委員・児童委員の活動費補助金は、合併時に、中伊豆町の例により統一する。
（10）次の事務事業は、合併時に、修善寺町の例により統一する。行路困難者措置費法外援助（旅行者） 勤労者住宅建設利子補給制度
（11）次の事務事業は、現行のと

おり新市に引き継ぐ。
同和対策事業 人権擁護委員活動 勤労者対策 民生委員推薦会
（12）次の事務事業は、国・県の福祉制度に準拠し、新市において実施する。
災害弔慰金、災害障害見舞金支給事業 災害援護資金貸付事業 災害見舞金支給事業
以上の十二点が提案されました。
第三十九号 福祉関係事業
高齢者福祉について
（1）高齢者福祉計画は、合併後二年以内に策定する。
（2）在宅介護者支援センターは、施設等の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（3）高齢者福祉施設等の補助金は、社会福祉施設等の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（4）生きがい活動支援通所事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後社会福祉法人等に委託するよう調整する。
（5）敬老会は、対象年齢を75歳

以上とし、段階的に調整する。敬老祝い金等は修善寺町の例により統一し、開催方法は旧町ごととする。
（6）家族介護用品の支給事業は、国又は県等が定める制度に準拠し、修善寺町の例により、合併時までに調整し、新市において実施する。
（7）介護手当支給事業については、合併時に、天城湯ヶ島町の例により統一する。
（8）次の事務事業は、合併時に調整し、新市において実施する。軽度生活援助事業 介護予防事業 家族介護者教室 高齢者等に對する施設利用助成
（9）次の事務事業は、合併時に修善寺町の例により統一する。訪問理美容サービス事業 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 徘徊高齢者家族支援サービス事業 生活管理指導事業 指導員派遣
（10）次の事務事業は、地域の実情等を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぎ、調整する。地域ケ

第9回合併協議会の次第

- 1 報告事項
 - (16) 新市建設計画等策定小委員会の会議結果について
- 2 協議事項
 - (12) 新市建設計画（将来構想）について
 - (35) 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)について
 - (36) 各種事務事業の取扱い(学校教育事業)について
 - (37) 各種事務事業の取扱い(交通関係事業)について
- 3 新規提案事項
 - (38) 各種事務事業の取扱い(福祉関係事業) 社会福祉について
 - (39) 各種事務事業の取扱い(福祉関係事業) 高齢者福祉について
 - (40) 介護保険事業の取扱いについて
- 4 その他

今後の日程確認・小報告

ア推進事業 在宅介護訪問指導 配食サービス 生活管理指導事業（短期宿泊） 緊急通報システム 高齢者の生きがいと健康づくり 推進事業
（11）次の事務事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。福祉機器・用具の貸出 住宅改修支援事業（理由書助成分） ひとり暮らし高齢者巡回相談

（12）次の事務事業は、国・県の制度に準拠し、新市において実施する。老人クラブ活動等補助 老人クラブ連合会補助 老人保護措置事業 老人日常生活用具給付等 シルバー人材センター事業
以上の十二点が提案されました。
第四十号 介護保険事業の取扱いについて

新市まちづくりビジョン

三月十九日の合併協議会で新市将来構想「新市まちづくりビジョン」が策定されました。ここでは新市「伊豆市」の未来像となる将来構想について、前回に引き続き第五、六章の概要を紹介いたします。

第5章 新しいまちづくりの考え方

1 まちづくりの方向性 策定の基本姿勢

(一) 策定の考え方
新市の基本理念、将来都市像や基本方針策定にあたっては、現在の四町の総合計画の目指す方向性、

課題、新市となった後の都市規模を踏まえ、新しい都市の姿を明確に表現していきます。
基本理念とは、まちづくりの根幹となる考え方を言います。
将来都市像とは、目指すべき将来像を長期的視点から示したものです。
基本方針とは、将来都市像を具

これまでの4町のまちづくり

地域課題への対応

- (1) 地域産業の活性化
- (2) 少子高齢化への対応
- (3) 基盤整備
- (4) 自然環境の保護
- (5) まちづくりの主体の創出

住民意向への対応

～住民意識調査など～

合併効果の反映

- (1) 行財政基盤の強化
- (2) 住民サービスの向上・負担の軽減
- (3) 新たなまちづくりの可能性

市町村を取り巻く社会環境への対応

- (1) 地方分権と独自の地域づくり
- (2) 少子高齢化の進行
- (3) 日常生活圏の拡大と新たなまちづくり
- (4) 成熟化・住民ニーズの高度化
- (5) 行財政改革の必要性

新市のまちづくり

基本理念

将来像

基本方針

体化するために必要な、大まかな方向性を示すものとなります。
(二) 策定の視点
ア 時代の潮流を踏まえた長期的視点
地方分権や少子高齢化、日常生活圏の拡大、成熟化など時代の潮流を踏まえ、まちづくりの多様な課題に対して長期的視点に立った総合的な取り組みによって対応します。
イ 地域の課題への対応
地域の特性や住民意識調査の結果などから導き出された新市の課題に的確に対応します。
ウ 既存計画・施策の継続
既に四町において策定・実施されている総合計画や各種計画、広域計画などは尊重されるべきものであり、新市においても原則として計画や施策の継続性について配慮します。
エ 合併のメリットを活かし、発展させる取り組み
新市は豊かな自然資源、温泉などの観光資源、特色ある農産物などの特徴を持ち、伊豆の交流拠点としての可能性を有しています。
合併により地域間の結びつきを強め、新市としての一体的、総合的な発展を図るとともに、それぞれ

の個性をさらに活かし活力を高めていくよう取り組みます。
2 四町の現在のまちづくりの方向性
(一) 四町の現在の総合計画
四町の総合計画における基本理念、将来都市像等を整理すると次頁の表、四町の総合計画の概要と特徴のとおりとなります。
(二) 四町に共通するまちづくりの方向性
四町の総合計画の基本的部分から、共通の特徴を取り出すと次のようになります。

ア まちづくりの基本
共生：豊かな自然との共存、共生、人と自然と文化の調和
連携：町民と行政との連携、協働交流：住む人、訪れる人の交流
イ 地域や人々の心に根付くもの
思いやり：人との大切にするまちづくり、やさしさ
ふれあい：連帯感、相互扶助
生き生きとした暮らし：心の豊かさとしきがい、健康、笑顔
ウ 地域に求められているもの
いきいきとした活力：力強く自立する地域づくり、産業の活性化
創造性豊かな人：まちづくりの主体、地域を愛する人、個性あるまちづくり
エ 地域の重要な財産
自然：天城山、狩野川、富士山、駿河湾
歴史：情緒ある温泉町、歴史資源

文化：文人墨客ゆかりの地、文化財
才最も重視すべき項目
安全：災害に強いまち、交通網、情報網
安心：保健、医療、福祉
快適：生活環境

カ これからのまちづくり
住民参加：自分たちの町は自分たちの手で創る。まちづくりに主体的に取り組む仕組み
効率的行財政：限られた財源を計画的、効率的に活用
広域的視点：国や県、近隣市町村との連携
3 広域的観点から見た新市発展の方向性
静岡県総合計画や駿豆地区の広域市町村圏計画など広域的観点から新市に関わる部分を抽出すると次のような方向性が考えられます。
(一) 教育文化の方向性
地域社会において多様な生涯学習機会の充実や魅力ある地域づくりに貢献する人材育成を進めます。
伊豆を題材とした文学など、特色ある芸術文化づくりに努め、点在する美術館の一層の活用にも努めます。
地域の自然、歴史、文化等を活かし、個性豊かな芸術文化に触れる機会の充実を図り、スポーツの振興を図ります。
(二) 福祉健康の方向性
温泉等の地域資源を生かした健康保養空間を創造するため、日常的な保健医療体制の充実、ウエルネス産業の振興等に取り組みます。
地域保健医療体制の充実を図り、

表 4町の総合計画の概要と特徴

	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
計画名称	修善寺町第4次総合計画	第6次土肥町総合振興計画	天城湯ヶ島町第4次総合計画「森の風プラン」	第4次中伊豆町総合計画
計画期間	平成6年度～平成17年度	平成13年度～平成22年度	平成8年度～平成17年度	平成8年度～平成17年度
人口	20,000人(H17)	5,600人(H22)	8,500人(H17)	10,000人(H17)
基本理念等	町全体を豊かな自然や歴史・文化、風情ある温泉街のたずまいをもった美しい自然庭園としてイメージし、質の高いゆとりある生活環境の中で多くの人々がそこに住み、訪れたいような魅力あるまちづくりを目指す。	美しいふるさとづくり 人と物を大事にする まちづくり 人と自然にあたたかい まちづくり	1 恵まれた自然と調和した、美しいまち 2 交通・通信基盤や居住環境の整った、快適なまち 3 豊かな資源と温かい心に支えられた、交流のまち 4 お年寄りや障害者にやさしい、思いやるまち 5 町民と行政が互いに信頼し、協働できるまち	まちづくりの基本的視点 1 環境基盤の確立 (考え方) 2 若者の定住 3 観光の確立、産業の活性化 4 生活環境の整備、生活の質の向上 5 高齢社会への対応 6 住民参加の行政、わかりやすい行政
将来像目標像	住みたいまち、訪れたいまち・修善寺 湯とり発見 歴史と文化に彩られた自然庭園	思いやりのあるまち ～人と自然の共生型 まちづくり～	ライブピア天城湯ヶ島 (生き生きとした暮らしの理想郷)	人・緑・文化奏でる ハーモニータウン
施策の大綱 基本方向	1 多彩な個性がいきづくまち 1) 学びと躍動の環境づくり 2) 夢を描ける子供たちが育つまちづくり 2 輝きと笑顔に満ちたまち 1) 明日への健やかづくり 2) 地域で支える安らぎのまちづくり 3 美しい風景と心の豊かさにつつまれたまち 1) ゆとりある生活空間づくり 2) ときめきと発見の舞台づくり 3) ぬくもりとふれあいのある地域づくり 4 活力を生み出す産業のあるまちづくり 1) 風情と風格の香る観光のまちづくり 2) バランスある産業構造をもったまちづくり 3) 明日の産業を担うまちづくり 5 未来への確かさを実感できるまちづくり 1) 交流と暮らしを支える交通網の整備 2) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備 3) 暮らしの安全を守る防災対策の充実	1 個性と創意にみちた活力あるまち 観光計画 農業計画 森林計画 漁業計画 商工業計画 美しいまちづくり計画 定住促進計画 2 健康でいきがいにみちたまち 高齢者福祉計画 社会福祉計画 保健医療計画 3 安全で暮らしやすいまち 交通網計画 道路計画 港湾計画 消防防災計画 地震防災計画 治山、治水、海岸保全計画 地域情報化計画 上水道計画 温泉計画 下水道計画 環境衛生計画 4 文化と連帯感あふれるまち 学校教育計画 社会教育計画 文化振興計画 スポーツ振興計画 地域活動計画	1 天城産業興し 1) 新時代を拓く産業を興す 2) しっかりとした基盤を整える 2 天城人づくり 1) 意欲ある人材を育てる 2) いきいきとしたコミュニティをつくる 3) はつらつとした生活文化を育てる 3 天城幸せづくり 1) 快適な生活環境をつくる 2) 思いやりのある福祉社会をつくる 4 住民とともに歩む行政を目指す 1) 行政の専門性を高める 2) 住民と協働のまちづくりを進める	第1節 水と緑と花の輝くまち 1 秩序あるまちづくりの推進 2 豊かな水のまちづくり 3 地球にやさしい環境づくり 4 しっかりとしたまちを守り育てる 第2節 新しい魅力を創造するまち 1 中伊豆町へおいでよ 2 確かな未来をめざした農林業 3 地域性を活かした活力あるまちづくり 4 健康メッカ観光地づくり 5 便利で快適な交通網の整備 第3節 ともにいきいき暮らすまち 1 幼児と高齢者のハッピーな環境づくり 2 ともにいきいき支え合う環境づくり 3 健康で安心できる暮らしを支える環境づくり 第4節 のびのびと人と文化を育むまち 1 自ら学ぶ文化のまちづくり 2 未来を担う青少年の育成 3 皆でスポーツ、健康なまち 4 活発な交流推進 第5節 生活環境の整った住みよいまち 1 身近な生活空間の整備 2 安全第一のまちづくり 3 誰もが自慢できる清潔なふるさと 第6節 節々がわかりやすいまちづくり 1 みんなでワイワイつくるまち 2 確かな計画、着実な一歩 3 効果的な財政運営の推進 4 わかりやすい行政の推進
重点プロジェクト等	重点プロジェクト いきいきはつらつ住民プロジェクト 快適な生活環境整備プロジェクト 修善寺マイタウンプロジェクト 魅力あるまち・修善寺プロジェクト	職員プロジェクト 美しいふるさとづくりプロジェクト 人と物を大事にする町プロジェクト 思いやりのあるまちづくりプロジェクト 地球にやさしく、思いやりのある観光地づくりプロジェクト	まちづくり戦略プロジェクト まるごと自然博物館プロジェクト 森と湯の国交流産業プロジェクト いきいき長寿社会プロジェクト しなやか女性プロジェクト 自らになう地域づくりプロジェクト	重点プロジェクト 宅地分譲プロジェクト サテライトオフィス誘導プロジェクト ふるさとふれあいバスシステムプロジェクト 中伊豆町型活き活きライフプロジェクト みんなの喜ぶ公園づくりプロジェクト 物産品販売 休憩施設(道の駅)プロジェクト 温泉活用プロジェクト 中伊豆町顔づくりプロジェクト

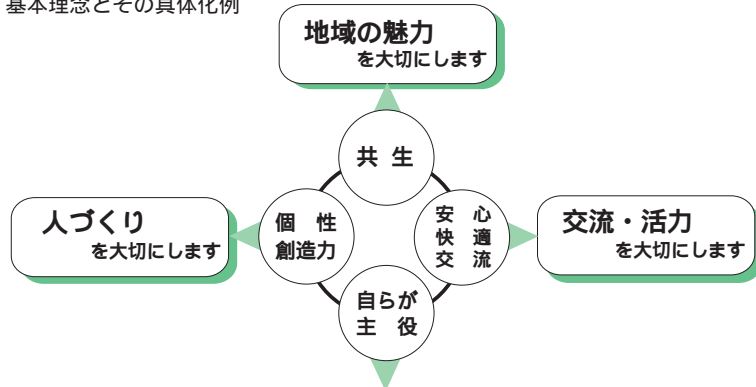
「富士山麓先端健康産業集積構想」
日常的な健康相談・指導から高度専門医療まで必要に応じて受けられる地域医療ネットワークの構築、中山間地域の患者の迅速な搬送が可能な広域的救急医療体制の構築を進めます。また、先端医療を促進するため、研究開発を促進するため

「富士山麓先端健康産業集積構想」
ウエルネス・ヘルス(Wellness)健康)よりも積極的かつ総合的な健康感を表す。運動や食事、休養などに加え、ライフスタイルや環境問題まで含めたより高度で発展性のある生活環境を維持しようとする考え方

「(三) 環境の方向性」
参加型の森づくりを進めるなど、持続可能な森林生産・流通システムの形成を促進します。また希少野生動物の保護に取り組みます。天城山や海岸地域等において自然環境の保全と活用を推進します。健全な水環境を確保するため、

「(四) 産業の方向性」
住民、企業、行政のパートナーシップのもと森林、農地、河川、海などの保全に取り組みます。ごみ処理広域化計画に基づき、これまでのごみ処理体制の枠にとられず、新たな視点でごみの処理体制を構築します。

温泉、海、花等の地域資源を活かして、国際的な健康保養地づくりに努め、観光交流、健康増進、癒し等をキーワードとした一次・二次・三次産業の活性化を進めます。
農林水産業については、主要産品のブランド力の向上や特産品の開発、グリーン・ツーリズム等の観光交流産業との連携、地産地消による販売拡大、生産基盤の整備、事業規模の拡大に取り組む経営体の育成を図ります。
「富士山麓先端健康産業集積構想」に基づき、静岡県立静岡がんセンターや企業の研究所等の連携を進め、世界的な先端健康産業集積地域の創造に取り組めます。
「(五) 都市基盤の方向性」
道路、鉄道、海上交通等の充実を図るなど、地域内をネットワーク化したり、地域の内外を結んだりする安全で利便性の高い交通基盤の整備を進めるとともに地域における高度情報化の推進を図ります。
首都圏、静岡空港等からのアクセスの充実、ホスピタリティの向上など、ハード・ソフト両面から観光客の受け入れ態勢の整備に努めます。
災害時の緊急輸送物資の搬送対策、被災者の救出対策、観光客対策等を推進するとともに、道路・港湾の耐震化、緊急ヘリポートの確保などを進め、近隣市町村間の連携による広域的な支援体制を確立します。
「(六) 地域運営の方向性」
地域の人々が主体的に考え、行政と対話し、共に行動する住民参加・協働型の地方自治を進め、自



第6章 新市まちづくりの基本

1 基本理念

共生
四町は、天城山などの山々とい

治体、企業、NPO、ボランティアの協働を推進します。
行政の透明性を高め、住民・NPOの参加を促進するため、住民・NPO等の情報を行政側で収集する仕組みを充実するほか、住民が必要とする情報の提供に努めます。
資料：静岡県総合計画 地域編
及び第四次広域市町村圏計画（駿豆地区広域市町村圏協議会）

で湯、駿河湾の海の恵みや美しい自然と温暖な気候の中、豊かでありやいりある温かい人の心と、古くから文人墨客が訪れる自然、歴史、文化あふれる地域です。こうした地域の資源を活かした循環型社会を形成し、自然と人が共生したまちづくりによってまちの魅力を高めていきます。

不安定な社会・経済状況では、人々の心に「ゆとり」や「癒し」が求められており、この地域にはそのような癒しの心と空間が存在しています。

新市のまちづくりにおいては、そうした地域の個性を高め、挑戦する人の存在が重要となってきます。様々な人との出会いや交流、森づくりなどの体験、学びなどから創造力あふれる人づくりを進めます。

安心と快適・交流
新市のまちづくりでは災害に強い安全なまちや高齢者など誰でも暮らしやすい快適な環境・保健・医療・福祉が充実し、人々の支えあいによってつながれた安心を感じられる社会の構築を目指します。また、より広域的な視点の中で、道路や鉄道、海上交通など総合的な交通体系によって、近隣地域とのネットワークを充実するとともに、静岡空港や清水港など海外も視野に入れた内外の人々との交流によって伊豆地域の中心的な交流都市を形成していきます。

パートナーシップ・自立を大切にします
厳しい経済状況の下では、地域の将来像はその地域の創意と工夫で実現されます。「地域自らが主

人づくりを大切にします
個性創造力を大切にします
共生
地域の魅力を大切にします
交流・活力を大切にします
パートナーシップ・自立を大切にします

役」となつて必要なことを見つつけ、決定し実行することが重要となつてきます。また、住民は責任感と行動力を高め、自立した住民となり、行政は情報の共有と効率的な行政経営システムや住民・企業・NPOなど各主体との協働によって20年後も豊かさの感じられる都市であるために、財政的にも自立したまちづくりを進めます。

2 新市将来像

人あつたか、まちいきいき、自然つやつや伊豆市
世代を超えて支えあい、創造を湧き起こすまち

人あつたか：人の心の暖かさは、ふれあい、思いやりであり福祉の基本となるものです。

まちいきいき：自立・自活・健康で安全なまちづくりから交流が生まれ、いきいきとした新市を創造します。

自然つやつや：「輝く」や「きらめく」などの平凡な表現ではなく、光沢があり照り映える自然であり、恵まれた自然環境を持つ新市のイメージを表します。

四町は、豊かな自然に恵まれてきます。自然と共生することで豊かな恵みを得てきました。これからは豊かな自然と共生し、環境負荷の少ない循環型社会を築き、未来の子どもたちにつないでいきます。

豊かな自然や温泉は、この地域を訪れる人にとってなによりもの贈り物であり、癒され、元気になつていきます。同時にみんなが力を合わせ、支えあい、笑顔あふれる元気な新市の姿は訪れる人にとつても元気の素になるはずですし、合併による一体化を新しいものの創り出す地域の力として、これらの資源を活かし、交流の促進を図り、住む人にも訪れる人にも魅力ある新市を目指します。

3 まちづくりの基本方針

(一) 創造力ある人づくり
地域づくりの基本は人づくりです。それぞれの人が人や地域の個性を大切にしつつ、創造力を最大限に発揮し活き活きと輝けるまちをつくりまします。そのためには、学校教育をはじめとした生涯学習を充実し、地域の自然・歴史・文化に根ざした活動と新たな文化・芸術や地域の産業を創り出すことのできる人づくりを進めます。

(二) 誰もがいきいき
暮らしやすいまちづくり
保健・医療・福祉・教育の連携の中で、自分の健康は自分で守つていける健康づくりへの取り組みや地域の中で助け合いの仕組みをつくり、誰もが安心して暮らしていけるまちをつくりまします。また、次代を担う子どもたちを地域全体で育んでいける体制づくり、子育て支援を進めていきます。

(三) 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり
緑あふれる森や清らかな水や海、素晴らしい景観など豊かな自然と穏やかな風土は、そこに住む人々

に心地よさをもたらす、農産物や飲料水となつて地域を潤し、海洋に流れ込んで水産資源を育てます。貴重な自然環境と歴史資源を保全・活用し、清潔で快適な居住環境を創り出し、環境と共生した住んで心地よいまち、訪れて心地よいまちをつくりまします。

(四) 地域の活力をいかしたまちづくり
グリーン・ツーリズムなど農林水産業と観光業が連携した取り組みや運動・医療・福祉・健康増進などの様々な施設と資源を活用し、産業の創出、商業の振興による中心市街地の活性化が求められます。伊豆地域の東西、南北の交流拠点として基盤整備し、先端的な技術や知的資源の集約による新たな産業や地域の雇用を結び付けることにより、人々が交流する活力と魅力あるまちをつくりまします。

(五) 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり
住む人、訪れる人が安全で安心して過ごせる災害に強いまちづくりが求められています。また、交流人口の拡大を図り、住む人にとつても快適な居住環境を実現するため道路や公共交通、高度情報通信基盤、商業などの産業基盤の整備・充実を図り、交流と連携の拠点となる安全で都市機能の充実したまちをつくりまします。

(六) 地域が主体のまちづくり
行政は情報の積極的な公開に努め、効率的で効果的な行政運営に取り組み、誰もが気軽に参加できる仕組みの構築が必要とされます。また、住民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加し、「コミュ

に心地よさをもたらす、農産物や飲料水となつて地域を潤し、海洋に流れ込んで水産資源を育てます。貴重な自然環境と歴史資源を保全・活用し、清潔で快適な居住環境を創り出し、環境と共生した住んで心地よいまち、訪れて心地よいまちをつくりまします。

二テイ活動を中心とした地域が主体のまちをつくりまします。

4 地域別整備の方針

(一) 土地利用の方向性
新都市核の形成

新市の核となる地域については公共施設等の基盤整備を積極的に進め、賑わいのある魅力的な市街地を形成し、新市にふさわしい都市空間の整備を図ります。さらに観光交流拠点等と連携したまちづくりを展開し、公共下水道事業や土地区画整理事業などの基盤整備を推進します。

新都市軸の形成

東西・南北の交通軸を整備し、都市構造にあつた道路網を整備します。そのため、伊豆縦貫自動車道や国道一三六号の整備を促進し、また、新市内の地域を結ぶ幹線道路、生活道路の整備を推進します。

自然環境保全・活用ゾーンの形成

四町全域を自然環境保全・活用ゾーンと設定し、森林、農地、河川、海岸などの多彩な自然や温泉などの資源を保全しながら、農林水産業の振興を図り、スポーツ・レクリエーションの体験空間、健康づくりや癒しの空間として整備します。

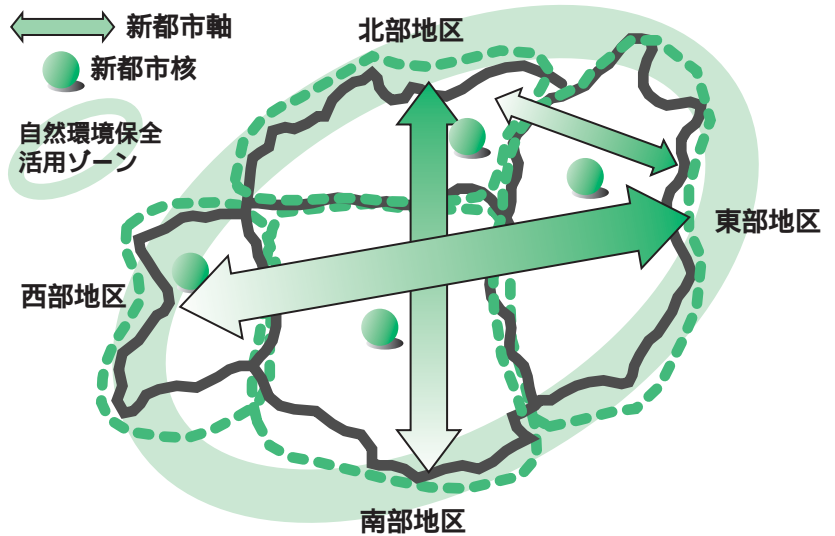
(二) 地区ごとの振興策

【北部地区】

修善寺駅を中心に新市の陸の玄関口として、交流や賑わいの拠点となるような場の整備を進め、魅力ある中心市街地を形成します。

【東部地区】

特産品の開発や物販施設の整備など農業を中心とした産業の基盤



整備と居住地としての生活基盤の整備を図り、農業と観光の融合したグリーン・ツーリズムの拠点や健康・福祉・医療を複合させたウエルネス産業の創造の場の整備を進めます。

【南部地区】

積極的な景観の保存と創造及び体験型プログラム等の提供を図り、滞在・体験型の観光需要を創出します。また、温泉保養空間を創出するとともに天城北道路インターチェンジなどの整備を通じ、森の中の交流拠点として整備を進めます。

【西部地区】

地場産業である水産業の基盤を整備し、海岸線の眺望景観や癒し効果を活かした観光・保養、マリンスポーツなどの海洋レジャーの拠点として整備を進めます。また、カーフェリーなどによるアクセスの向上を図るため、港湾施設の整備とともに海上交通網の整備充実により、海の玄関口としての交流機能の拡大を図ります。

5 分野別基本目標

(一) 創造力ある人づくり

地域でのふれあいを大切にしながら、誰もが生涯にわたって学ぶ機会を得ることができるような生涯学習のまちをつくりまします。

学校だけでなく、家庭や地域が一体となって、自ら学び行動する心、思いやりのある心を持った子どもを育む教育環境の充実を図ります。

地域の歴史、伝統的な祭りや行事、文化財などの保存と継承に努めるとともに、新市にふさわしい新たな文化の創造に取り組みます。スポーツ、レクリエーション活動を通じ、誰もが生きがいを実感できる環境づくりに努めます。

地域内外の人々との交流を通じて郷土愛を深めるとともに、世界に通じる人を育てます。

まちづくり

誰もが自主的な健康づくりに取り組めるよう保健・医療の連携を推進するとともに相談体制を充実します。また、地域資源である森林や温泉などを活用した健康づくりへの取り組みを進めます。

福祉事務所を設置し、福祉・保健・医療の連携した総合的な福祉施策を展開すると共に、地域のコミュニティや福祉団体、NPOなどと連携しながら共に支えあう地域福祉の仕組みをつくりまします。

高齢者や障害者が住みながら家庭や地域で自立した生活をおくることができるよう、健康づくりや生きがいがつくりを中心とした福祉サービスの充実を図ります。

幼稚園との整合を図りながら、保育施設の適正な配置を図り、保育時間の延長などの保育内容の充実を図ります。また、地域において安心して子どもを生み、育てることができるよう啓発活動や相談

機能を充実させ、子育てを支援します。

(三) 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり

天城山や駿河湾などの自然がもつ多面的な機能を維持するため保護・育成に努めるとともに、レクリエーションや学習の場面において地球環境の大切さを学ぶ機会の提供に努めます。

ごみの減量化やリサイクルの活動の推進を図り、恵まれた環境を次代につなげられるよう持続可能な資源循環型の地域社会を構築します。

豊かな水を確保し、安定供給に努めるとともに、狩野川などの河川の水質浄化を図るために公共下水道、農業集落排水の整備を進めます。

災害の発生に対して速やかに対応できるよう消防・防災機能の強化に努めるとともに、医療と連携した救急体制の充実を図ります。また、歩道など交通安全施設の整備を推進し、安全・安心の暮らしができるまちづくりを進めます。

地域の中で子どもたちが安心して遊び、地域のひとが憩いの場として利用することのできる公園やコミュニティ広場の整備などふれあいやゆとりの感じ取れる環境整備を進めます。

まちづくり

(四) 地域の活力をいかした観光地としてのブランドイメージを保ちながら、新市に点在する観光資源の連携強化を進めるとともにグリーン・ツーリズムや健康・癒し等をテーマとした新たな観光地づくりを進めます。また、地

域の安全な農産物や新鮮な海産物を提供し地域の特性を活かした魅力の向上を図ります。

農林水産業においては、生産・流通基盤の強化を図り、地域資源を活かした特産品の開発・ブランド化を進めます。さらに、新たな流通・販売戦略を構築するとともに、観光と連携した中で娯楽を取り入れた交流産業を創出します。バランスある産業構造のまちをつくるため、伊豆地域の東西、南北の交通拠点としての基盤を整備し、既存商店街の活性化を図ることとまちに賑わいを創出します。

さらに、製造業においては異業種交流を促進し、先端的な技術や知的資源の集約によって新たな分野を生み出し、地域における雇用の確保、人材の育成に努めます。天城山や駿河湾などの恵まれた地域資源を活かし、運動・健康・医療の分野など、様々な施設・資源を活用した新市ならではの産業の育成に取り組みます。

(五) 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり

伊豆縦貫自動車道や伊豆横断道路の整備促進をはじめとした伊豆の東西、南北を結ぶ広域幹線道路や地域内の拠点を結ぶ連絡道路など幹線道路の整備を推進します。また、身近な生活道路などの整備を通じて地域交通の円滑化を図るとともに鉄道・バス・船舶の利便性を向上させることにより新市の総合交通体系を確立します。

地震・津波・風水害などの自然災害に強いまちをつくるため、急傾斜地対策や河川整備、海岸保全などの防災基盤の整備を行います。

自然環境など地域の特性を活かした土地利用を図り、良好な住宅の供給や公園、歩道など新市にふさわしい市街地の整備を推進するとともに、美しい都市景観の形成に向けて緑化・美化に取り組みます。

インターネットをはじめとする情報通信技術の発展に対応し、高度情報基盤を整備して地域情報化に対応した環境の整備を推進します。

(六) 地域が主体のまちづくり

市民一人ひとりがまちづくりへの意識を高め、世代を超えて交流し、自立的な地域を創るため、地域内のコミュニティ活動を積極的に推進します。

新市の地域間の交流・連携や広域的な交流、都市間連携などに対応できるハード、ソフトの体制整備を図ります。

市民一人ひとりが市政に関心をもち、市民としての責任が果たせるよう市民参加、協働のまちづくりの仕組みを構築します。福祉や環境、子育て、教育などのNPOや団体、ボランティアが活動しやすい仕組みを整備します。男女があらゆる場面において対等なパートナーとしてその個性と能力を發揮し、ともに責任を分かち合う社会を実現します。

任において、さらなる広域的なまちづくりを進めます。

行政評価やPFIなど新たな行政手法を積極的に取り入れ、住民ニーズに基づき効率的で効果的な行政運営を実現します。

6 地域戦略計画例

新市が飛躍するために必要な戦略的な取り組みについて例示しました。

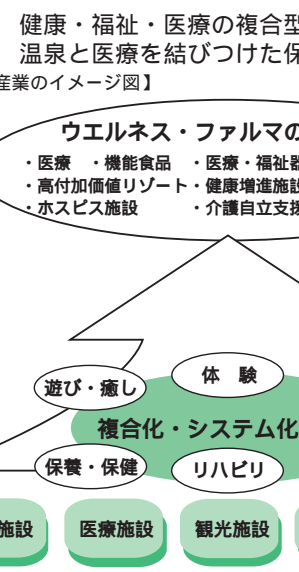
(一) 支えあいによる安心地域づくり

新たなコミュニティの構築：地域の核となる人材を掘り起こし、育成していくことにより新たな地域コミュニティを形成し、地域の中で支えあえる仕組みを作っていくことが重要です。

保健・医療・福祉ネットワークの構築：保健・医療・福祉の各機関をネットワーク化し、地域のコミュニティと連携して総合的な福祉サービスの供給体制を確立していきます。

これらすべての支えとなる地域コミュニティや団体、NPO、ボランティア等の活動基盤を強化し、共生する地域を創ります。

(二) ウエルネス・ファルマの複合産業づくり



(三) 時代に対応した交流の推進

新たな地域の魅力づくり(ネットワークの拠点づくり)：多様な魅力をより高めていくためには、それぞれの地域においてさらに個性と創造力を發揮すると共に、地域内で連携し、時代に対応した交流産業を築いていく必要があります。さらに、地域内のネットワーク化と魅力ある資源の有効な活用、情報発信など、地域に人を呼び込み、交流人口を増加させるための施策を推進していきます。

交流の基盤づくり(東西、南北の交流軸の整備)：この地域にとっては、交流人口の増加が地域の活性化に直結することから、首都圏や静岡空港からの交通アクセスを充実するとともに、伊豆地域全体を一つの圏域としてとらえ、伊豆縦貫自動車道を基本とした南北軸、伊豆横断道路を基本とした東西軸を基本軸とし、国道一三六号や主要地方道伊東・修善寺線など地域間連絡道路や鉄道・バスなど地域内交通基盤を整備し、伊豆地域の十字路としての中心交流拠点となるよう交流基盤を整備していきます。

【発行・編集】 修善寺町外3町合併協議会事務局
〒410-2416 静岡県田方郡修善寺町修善寺307 NTT修善寺ビル1F
Tel 0558 74 3066(代表) Fax 0558 74 3067
E-mail gappei@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
URL : http://www.izucity.jp

発行部数：13,600部(協議会HPで閲覧可)
配布先：修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町
印刷：有限会社 修善寺印刷所